



税務調査対策 メルマガ

バックナンバー

2023年1月～6月



～はじめに～

本商材は、約 20,230 名の税理士へ毎週水・金曜日に配信している税務調査対策メルマガにて、
2023 年 1 月～6 月に配信した内容をまとめたバックナンバーとなります。

毎週水曜・金曜に配信！

税務調査の対応方法・実務に役立つ税務
税務調査対策メルマガ

こんなことまで話していいの？と
多くの反響をいただく税理士業界では話題のメルマガです！

水曜
担当
元国税調査官
久保 憂希也
株式会社KACHIEE代表

金曜
担当
相続税の専門家
木下 勇人
税理士法人レディング
代表税理士・公認会計士

久保憂希也・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

税務署からの電話連絡で具体的な誤り事項・金額を指摘されれば加算税が課されるのか？・・・6

税務署からの電話連絡で加算税が課されると言われた場合の対応方法・・・・・・・・・・9

還付申告・更正の請求等における調査・行政指導の区分・・・・・・・・・・12

申告漏れは重加算税？仮装・隠蔽行為の分岐点・・・・・・・・・・15

重加算税の場合は7年遡及を免れられないのか？・・・・・・・・・・18

日当等で課税されないための原則的な設定・設計・・・・・・・・・・21

日当（非課税）の設定・改訂における税務上の注意事項・・・・・・・・・・24

事前の帳簿提出要請と調査開始日～加算税のリスク・・・・・・・・・・27

印紙税の事前通知がない＝貼付漏れ1.1倍の論理を理解する・・・・・・・・・・30

弔慰金：税務における原則的な考え方・・・・・・・・・・33

弔慰金：退職金と区分するため実務上すべきこと・・・・・・・・・・36

弔慰金を節税策として有効活用するための考え方・・・・・・・・・・40

弔慰金：計上時期・業務上の死亡の判断基準など・・・・・・・・・・43

M&A関連費用にかかる税務処理（前半）・・・・・・・・・・46

M&A関連費用にかかる税務処理（後半）・・・・・・・・・・49

クレカ払い・領収書ナシの消費税否認指摘が急増・・・・・・・・・・52

最新の公開裁決事例から学ぶ重加算税の賦課基準・・・・・・・・・・55

税務調査：総じて税額減＝還付になる場合の交渉方法と落としどころ・・・・・・・・58

税務調査開始後の修正申告はいつの段階で加算税が課されるのか？（前半）・・・・61

税務調査開始後の修正申告はいつの段階で加算税が課されるのか？（後半）・・・・64

売上・成約に結び付いた支払紹介料は交際費なのか？・・・・・・・・・・67

紹介料：紹介者を明かせない場合に主張すべき内容・規定・・・・・・・・・・70

紹介料：紹介者を明かさないことを優先した場合の落としどころ・・・・・・・・73

木下 勇 人	76
令和5年度税制改正大綱（生前贈与加算期間の延長）	77
令和5年度税制改正大綱（教育資金一括贈与の期間延長等）	80
令和5年度税制改正大綱（相続空き家特例に関する改正要望の実現）	83
令和5年度税制改正大綱（相続空き家特例に関する特別控除の規制）	86
令和5年度税制改正大綱（マンションの相続税評価について）	89
遺産分割協議書における自署必要性	92
未支給年金の相続財産性	95
住宅ローン控除・住宅取得資金贈与を併用の注意点	98
土地評価における地積は実測が必須か？	101
事業承継対策で最初に確認すべきこと	104
事業承継税制（特例版）の適用期限から読み取れること	107
重度の認知症罹患により実行不能となる法律行為	111
重度の認知症罹患により実行不能となる法律行為2	114
重度の認知症罹患により実行不能となる法律行為3	117
重度の認知症罹患により実行不能となる法律行為4	120
重度の認知症罹患により実行不能となる法律行為5	123
認知症罹患（重度）の相続人がいる場合の遺産分割協議	127
贈与に関する複眼的視点	131
贈与を受ける財産の取得の時期	134
特別受益と遺留分の関係	137
特別受益と遺留分の関係2	141
教育資金一括贈与に関する相続税申告時の留意点	145
生命保険の特別受益該当性	149
個人間における生命保険契約の名義変更に関する課税関係1	153

PROFILE

久保 憂希也（くぼ ゆきや）元国税調査官
株式会社 KACHIEL 代表取締役／CEO

1977 年 和歌山県和歌山市生まれ

1992 年 智弁学園和歌山高校入学

1995 年 慶應義塾大学経済学部入学

2001 年 国税庁入庁 東京国税局配属

2008 年 株式会社 InspireConsulting を設立

税務調査のコンサルタントとして活動。2011 年より全国で税務調査対策研究会を開催し、1,000 人超の税理士に「税務調査の正しい対応方法」を教えている。

また、税理士が質問・相談できる会員制サービス「習得会」には 500 名以上が入会しており、年間約 1,000 件の税務調査に関する質問を受けている。

【講演実績】

- 東京税理士会認定研修「税務調査の徹底講座」
- 九州北部税理士会・博多支部「税務調査の極選ノウハウ」
- TKC北陸会「税務調査の正しい受け方・適正な反論のやり方」
- 岐阜青年税理士連盟「税務調査のイロハ」
- 中国ミロク会計人会「重加算税の賦課要件と立会い時の対応方法」 など多数



税務署からの電話連絡で
具体的な誤り事項・金額を指摘されれば
加算税が課されるのか？

税務署からの電話連絡で具体的な誤り事項・金額を指摘されれば加算税が課されるのか？

個人の確定申告や3月決算法人など、春は申告数が増えますので、今回は申告内容に関して税務署からの電話連絡において、具体的な誤りを指摘された場合の加算税に関して説明します。

なお、調査・行政指導の区分と加算税の関係については本メルマガで何度か取り上げていますが、さらに掘り下げて解説するため数回に分けて配信します。

まず、大前提となる理解ですが、提出した修正申告に加算税が課されるかどうかは、

●調査があった修正申告＝加算税あり

●調査がない修正申告＝加算税なし

と区分できます（国税通則法第65条第5項）。

一方で、「調査」とは意外にその範囲は広く、一般的な事前通知～臨場を伴う税務調査（実地の調査）だけではなく、電話や郵送・書面であったとしても「調査」に該当する場合があります。

「調査」とは具体的に何なのか、もしくは逆に「調査に該当しない」行為については、下記の法令解釈通達が存在します。

「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）」

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/zeimuchosa/120912/01.htm#a01_1

1-1と1-2

さて、ここから実務上よくある論点です。

申告後間もなく税務署から「申告内容が間違っていると思うので確認してください」と電話連絡があり、その指摘通りに誤りがあって修正申告を提出することになったとします。

一般的には、税務署職員の対応として

●申告内容に関して疑義があり確認や質問の結果として、実際に誤りがあると判明した場合
⇒

税務署の指摘はあくまでもきっかけであって、最終的には税理士（納税者）が自身で誤りに気付いたという判断で「調査がない修正申告＝加算税なし」

となることが多い

税務署からの電話連絡で具体的な誤り事項・金額を指摘されれば加算税が課されるのか？

●申告内容に関して資料せんなど国税内部の情報に基づいて誤りを指摘してきた場合

⇒

税務署側が具体的な事項やその金額まで指摘した誤りであることから「調査があった修正申告＝加算税あり」となることが多い

というのが現実的な対応となっていますが、これは判断基準が明らかに間違っています。

上記通達 1－2（１）ロや（２）にあるとおり、電話連絡が「提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為」なのであれば、調査に該当しませんので修正申告に対して加算税は課されないことになります。

下記国税の内部規定でもこのように記載されています。

「税務調査手続等に関するFAQ（職員用）」

【法人課税事務関係】（平成24年11月）

問 1－8 要更正連絡せんに基づき行政指導として自発的な見直し要請を行う場合、非違が疑われる事項や金額等について、納税義務者に説明してもよいか。

（答）

自発的な見直し要請においては、誤りがあるのではないかと思料する具体的な事項や金額等を納税義務者等に示すことは差し支えないが、課税標準等を認定する目的で質問検査等を行い確定的に非違事項を説明しているとの誤解を招かないよう留意する。（以下、略）

このように、電話口で税務署側から具体的な指摘を受けたかどうかと、調査かどうか＝加算税あり・なしは関係ないということです。

税務署職員が「この修正申告には加算税が課されます」と言っても、その電話連絡が調査かどうか不明瞭な場合、反論は可能＝加算税が課されない場合が多いので、実務上ぜひ気を付けてもらいたい論点です。

来週水曜の本メルマガでは、同じく税務署からの連絡により修正申告を提出した場合の加算税に関して、さらに実務上の論点を取り上げます。

PROFILE

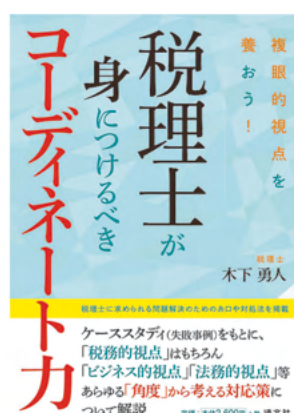
木下 勇人（きのした はやと）
税理士・公認会計士

1975 年、愛知県津島市出身。

大学時代に宅建、不動産鑑定士を取得。

28 歳で公認会計士試験に合格し、「監査法人トーマツ」名古屋事務所に入所。上場企業級の非上場会社オーナーファミリーの事業継承対策に従事。

約 5 年勤務の後、33 歳で独立し、名古屋で公認会計士木下事務所・木下勇人税理士事務所を開設。翌 2009 年に、相続・事業承継専門の税理士法人レディングの代表となる。2017 年、東京事務所開設、2021 年つくば事務所開設。現在、全国の税理士向け、保険募集人向け、不動産事業者向けなど、相続を取り巻くプロ相手に年間 150 回の研修講師をしながら、相続に関する情報を発信している。不動産鑑定士第 2 次試験合格者。AFP 資格認定。東京税理士会 麹町支部所属。



令和5年度税制改正大綱
(生前贈与加算期間の延長)

今回のテーマは「令和5年度税制改正大綱（生前贈与加算期間の延長）」です。

前2回は相続時精算課税制度の検証を行いました但今回は、相続開始3年内贈与の加算期間の延長（暦年贈与）を検証します。

令和5年度税制改正大綱（P42）該当箇所を抜粋します。

(1) 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

■改正内容1

相続開始前の加算期間につき、3年以内 が 7年以内 へ変更

こちらは課税実務上、妥当な加算年数と考えます。

これにより、相続税申告実務における預金調査についても、検証年数が延びたことを意味しますので、申告報酬へどう影響させるかは、開業税理士のスタンス次第と考えます。

■改正内容2

相続開始前3年を超えた加算額につき、合計100万円分の控除を創設

イメージとしては、相続開始前3年以上7年以下の期間における加算額につき、合計100万円分を控除しないという理解になります。

相続開始目3年以上7年以下の毎年につき100万円ではないので、注意が必要です。

■適用時期

大綱での記載は「令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。」とあります。

つまり、令和5年12月31日までの贈与により取得する財産に係る相続税については従前とおりの扱いということになります。

換言すると、令和8年12月31日までに相続が発生した場合には、従前とおりの扱い（3年内贈与加算）となります。

影響を受けるのは、令和6年1月1日以後の贈与になりますが、相続開始日が令和9年1月1日以後は、加算期間が順次延長されることになり加算期間が最長7年になるのは、相続開始日が令和13年1月1日以後の場合となります。

例えば、

（1）令和5年12月28日に現金110万円

（2）令和6年1月10日に現金110万円

を贈与し、相続開始日が令和9年1月15日とした場合、現行制度では贈与日は相続開始日から3年を超えているため、加算対象とはなりません。改正後は一部加算対象となります。

（1）の贈与は令和5年12月31日までの贈与であるため、現行制度での扱いになるため相続開始前3年以内か否かで判断します。3年を超えているため、加算対象外となります。

（2）の贈与は令和6年1月1日以後の贈与であるため、改正後の扱いに準拠します。つまり、相続開始前7年か否かで判断します。結果、7年以内に該当するため、加算対象となりますが、100万円控除の特別ルールが適用され10万円のみ相続財産に加算されることになります。

■大綱文言検証（加算対象者）

大綱には「相続又は遺贈により財産を取得した者が」とありますので、現行制度（相続税法19条1項）と同様の加算対象者であると推察します。